

令和3年度第6回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月24日(金)午前9時29分から午前10時17分

2. 開催場所 市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 8人

1番	秋山 剛	3番	小川康成	4番	竹内茂樹
5番	小森山仁司	7番	岡本 隆	9番	木戸安江
10番	久保時治	11番	小寺 旭		

推1番 池田源實 推11番 栗根耕作 推12番 井手口昭博

4. 欠席委員 2番 野津田はるみ 6番 瀬尾 毅 8番 末宗龍司

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第19号 農地利用配分計画案に関する意見について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第13号 農地法第4条の規定による届出について

報告第14号 農地法第5条の規定による届出について

報告第15号 農地法第18条の規定による届出について

報告第16号 農地法第4・5条の規定による許可条件の履行延期承認について

報告第17号 取消願いの受理について

第5 その他

(1) 10月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 池田 弘昭

農地係係長 渡邊 貴博

農地係主任 田渕 哲也

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局(池田)】定刻になりましたので、これより令和3年度第6回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員はありません。定数に達しておりますので、令和3年度第6回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおります。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、1番 秋山委員、10番 久保委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第17号を説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1及び3を栗根委員お願いします。

【推11番 栗根委員】 小森山委員、加納委員と私で現地確認をしました。

場所は、御調川に架かっている僧殿橋を渡り最初の交差点を左に500m行ったところ

です。
譲渡人 ○○ ○○○さんは福山市神辺町にお住まいで、管理が困難で現在休耕地となっております。

山林化しているところもあります。一番難しいのは、雑木が大きくなっております。鋸では対応できませんので、チェーンソーで雑木を切る予定でございます。荒れた農地を立派な農地にするように頑張りますので、よろしくお願いいたします。

番号3を説明いたします。9月18日、譲渡人 ○○ ○○さんと小森山委員と現地確認を行っています。

場所は府中公園、庄之池の東側の道を北に800m行った諏訪神社の西側です。

○○ ○○さんの農地は、現況田になっているところは、稲が植えてあり、畑は西日本豪雨で災害に遭い、復旧したところです。○○ ○○さんは高齢で、元気なうちに、2,728.85㎡を息子の○○さんに、譲り渡すことにされます。息子さんが帰って、地域農業に活躍することを望んでおられます。

そして、自分の農地に集会所があり、大きい農地でございますが、分筆しなければなりませんので、その農地は載っておりません。以上でございます。よろしくお願いします。

【議長】 続いて、番号2を井手口委員お願いします。

【推12番 井手口委員】 この件につきまして、9月16日に川崎行政書士、小寺会長、事務局と私で、現地確認を行いました。

譲渡人の○○ ○○さんは高齢であり、遠方に住んでおられるために、血縁関係のある地元の○○ ○○さんに無償で贈与したいそうです。

現地は栗柄土生線の名字地区にあり、栗柄西児童公園を挟んで、北側に3筆と、南側に1筆あります。10年前までは水田として耕作をされていましたが、その後手入れがなされてなく放置され、現在は背丈ほどの草と小径の木が、数本生えております。

今後は40歳前の譲受人さんが、勤めの合間に少しずつ、家族全員農作業経験者で

ある4人の全面協力を得て、元の農地に戻す予定ですが、面積も広く、かなり長期間の作業になると思われ、この内容で1筆書面もいただくことにしており、問題はないと思われと思います。ご審議をよろしくお願いします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第17号は提案どおり許可妥当とすることに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第17号は提案どおり許可妥当とします。

続いて、議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第18号を説明）

【議長】続いて担当委員の補足説明ですが、番号2～5は農地中間管理事業に取り組む案件ですので、担当委員の補足説明は省略します。では、番号1を池田委員お願いします。

【推1番 池田委員】地図が添付されておりますが、現地は三原東城線から小塚後に入ってすぐそばです。今まで〇〇さんが稲作で作られておったのですが、今回、〇〇〇〇さんが野菜を作るということです。〇〇さんは近くで野菜を作られております。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第18号は提案どおり承認することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第18号は提案どおり承認します。

続いて、議案第19号 農用地利用配分計画案に関する意見についてですが、先程の議案第18号番号2～5と同じく、農地中間管理事業に取り組む案件ですので担当委員の補足説明は省略します。それでは、事務局から説明してください。

【議長】ただいまの事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

【4番 竹内委員】〇さんについて。

【事務局（渡邊）】〇さんにおいては、先般、書面決議にはなったのですが府中市担い手

育成協議会で、認定新規就農者の認定を行いました。

認定を受けまして、4月以降の就農を目指し、こういった土地の取得であったり、ハウス等施設の資材を購入するための資金の調達、そういったところを今現在行っております。

この度、議案の中にございました、6筆にあっては、○さんは、アスパラガスを主な作物として栽培し、その他作物として、キャベツ、白菜などの加工用の野菜にも同時に取り組み、農業収入を上げていくというところでの就農を考えております。

具体的には、本日お配りしている資料でいきますと、558-1、558-3、558-4にアスパラガスのハウス等建設し栽培を行います。そして、541-1、548-1、552-1のほ場にキャベツ、白菜などの加工用の野菜を栽培し、経営するよう現在計画をしております。以上です。

【4番 竹内委員】実際に農業委員会でどこまで審議するかがわからない。国の資金とか、それは農業委員会は関係ないか。また、現実的に○さん1人では1haを作れないと、農業委員会が認めるわけにいかんと言えるのか。設定はしたが、実際管理ができてないと聞いたことがある。上下で。

こういうふうにはいろいろな設定をして、農業委員会の許可をとったが、管理がされてない農地もあると。それが農業委員会に責任があるのか。実際は草が生え何も管理してない。誰が責任とるのかという話を聞く。

【事務局(渡邊)】まず、○さんの利用権の設定についてですが、当初最終的な就農準備にあたって、市役所と農協、そして県含めて、どういう営農計画・就農計画ができるだろうかというのを検討していたところです。30過ぎでまだ若いですが、おっしゃる通り、1人ではすべてを行うというのはできない。

繁忙時期にあっては、JA庄原上下営農センターの部会員ですとか、あとアスパラを育てるにあたっては、チャレンジファーム上下農場を利用して研修をしているわけですが、そこを一緒に管理しております○○○○○の息子さん、あとは、加工用野菜部会、上下営農センターの部会の中での、同じような年代の仲間と声を掛けあって、それぞれの就農、そして、農繁期、そういったところでの相互協力をしていくということを前提にして、計画の中で考えているところです。

【事務局(池田)】忙しい時期は、家族で収穫作業すると聞いています。

市も、細かいところは、県に入っていていただいて、営農計画を作り上げていっています。その中に東部農業技術指導所も当然入ってもらっています。

実際に作物についても、○さんはこういうものを作りたいと言っていました、それは困難だと県の方もはっきり言ってくれます。経営が成り立つような計画、実際にできるような計画っていうものを作り上げて、○さんに新規就農して欲しい。

【議長】○さんの件については、府中市挙げて新規就農者を作ろうということで、計画の中でやってきたことでありまして、万全な体制で、行政も農業委員会も協力するというでやっております、先月ここを視察にも行きました。あとはここに人・農地プランを作って、補助金をつけられるような体制にするということが、今後農業委員会がやっていかなきゃいけないことですので、その点についてはご了承ください。他に何かご質問ございますか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第19号は提案どおり承認することに、

ご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第19号は提案どおり承認します。

続いて、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第20号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を栗根委員お願いします。

【推11番 栗根委員】8月30日、譲渡人 ○○ ○○さん、譲渡人 ○○ ○○さん、加納委員と私で現地確認しました。

場所は、御調川に架かっている僧殿橋を渡り、最初の交差点を東に700m行ったところです。この辺は、父石町の墓地です。○○さんは高齢で農業ができないため、○○さんは、墓地が山の奥にあり不便なため、便利の良い自宅から300mのところでございまして、譲り受けられました。問題ないと思います。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第20号は提案どおり許可妥当とすることに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第20号は提案どおり許可妥当とします。

続いて、議案第21号 非農地証明交付申請について、事務局より議案説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第21号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を井手口委員お願いします。

【推12番 井手口委員】9月16日に川崎行政書士、小寺会長、事務局と私で現地確認を行いましたので、補足説明を行います。

申請者の○○ ○○さんは、高齢であり、遠方に転居され、耕作管理が困難であるために申請をされました。

現地は栗柄土生線の名字地区にあり、栗柄西児童公園の西側に4筆と東南側に1筆であります。戦後間もなくは桑畑、一部水田として耕作をされていましたが、現在は山林原野と竹林になっております。農業機械が入る道もなく、また周囲も山林原野、竹林であり、農地への復元は困難と思われます。ご審議をよろしくお願いします。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 21 号は提案どおり承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第 21 号は提案どおり承認します。

【議長】続いて、日程第 4 報告事項ですが、受理日を備考欄へ記載しております。内容については割愛しますので、不明事項等ありましたら総会后直接事務局へお問い合わせください。

これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第 5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、10月25日(月)午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】それでは、次回は10月25日(月)午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和3年9月24日

議長(会長)

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人